

## 船舶インシデント調査報告書

令和元年8月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成31年3月2日 14時36分ごろ
発生場所	愛知県田原市伊良湖岬西北西方沖 伊良湖岬灯台から真方位281° 3.3海里付近 （概位 北緯34° 35.4′ 東経136° 57.1′）
インシデントの概要	プレジャーボート海道佑心丸Ⅱは、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成31年3月7日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 海道佑心丸Ⅱ、5トン未満（長さ8.06m） 240-10011愛知、個人所有 ディーゼル機関、4サイクル、出力121.35kW、回転数毎分 2,500、6気筒、ボア105mm、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者5人を乗せ、航行中、突然主機が停止し、船長が運航不能と判断して海上保安庁に救助を要請し、巡視船にえい航された。 機関修理会社担当者は、本インシデント後、主機の点検を行った結果、過給機軸受部の潤滑油供給管の袋ナットが腐食して潤滑油が機関室内に漏えいし、クランク室内の潤滑油が欠乏し、シリンダライナ及びピストンリングの摺動面の油膜の形成が困難となってピストン等が焼き付いた状態となっているのを認めた。
分析	本船は、航行中、主機の過給機軸受部の潤滑油供給管の袋ナットが腐食して潤滑油が漏えいしたことから、クランク室内の潤滑油が欠乏し、シリンダライナ及びピストンリングの摺動面の油膜の形成が困難となってピストン等が焼き付き、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、主機の過給機軸受部の潤滑油供給管の袋ナットが腐食して潤滑油が漏えいしたため、クランク室内の潤滑油が欠乏し、シリンダライナ及びピストンリングの摺動面の油膜の形成が困難となってピストン等が焼き付き、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと推定される。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 出航前点検等により、潤滑油等の漏えいの早期発見に努めること。</li><li>・ 主機は、定期的に点検を実施し、腐食箇所等がないことを確認し、不具合が発見された場合は直ちに交換すること。</li></ul>
--------------	---